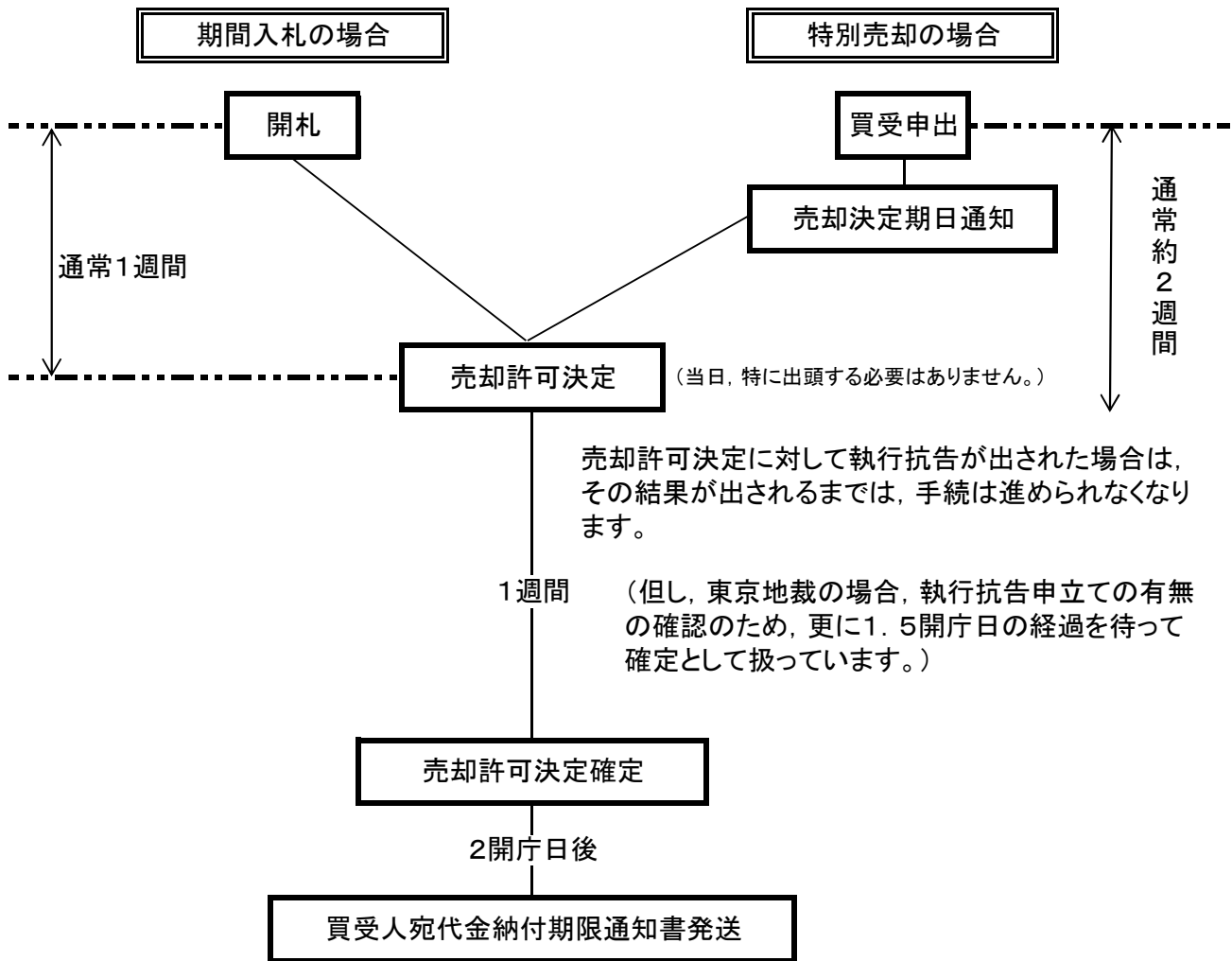


買受申出後の手続チャート



- * 代金納付手続については、納付方法、必要書類等がこの通知書に記載されています。不明な点は、通知書に記載されている書記官にお尋ねください。
- * この手続図から推測される期間内に代金納付期限通知書が手元に届かない場合は、不動産配当係（電話：5721-4783）に照会してください。

(注) 残代金を早期に納付されたい場合は、代金納付期限通知書を受領後、不動産配当係（電話：5721-4783）に照会してください。

また、買受人がその競売手続で、売却代金から配当等を受けられることができる債権者である場合には、売却許可決定の確定までに申出をすることによって、その金額を差し引いて代金を配当期日等に納付することができます。上記の申出を希望される場合で、ご不明な点がある場合には、売却許可決定が確定する前までに「^{サンヒキノウフ}差引納付を希望する」旨を明示した上で、売却・取下係（電話：5721-4763）にご相談ください。